

格差社会と相続増税

富山短期大学名誉教授 川中清司

●格差社会とピケティ理論

フランスの経済学者、トマ・ピケティの「21世紀の資本」が一五〇万部の世界的ベストセラーとなった。

先進国の二〇〇年間の税務統計を基に「富の配分」を研究した。世界の富裕層が総所得の大半を占め、米国では上位一%の人が九%の富を独占している。貧富の格差は日本でも進行していると指摘している。遺産相続も格差の源となる。

論拠となる数式に「 $r > g$ 」がある。資本の収益性（ r ）は、経済成長率（ g ）を上回るという定理だ。過去の資産の収益が労働所得より大きいことを示している。

●国際的な資本課税

一九世紀以前は世襲社会で相続遺産が多かった。世界大戦で資産が減ったが、今再び資産が増え、資本主義社会が平等ではなくなり格差が急激に広がっている。

親の遺産を相続し、運用する金持ちに、労働者はいくら経済が成長しても追い越せない。「働けば報われる」時代ではない。

不平等を解消するために、高額所得者や巨大資産に対して世界規模で課税を導入すべきだと提案し

ている。タックスヘイブン（租税回避地）に大企業や富裕層の所得が逃避している。それをつきとめなければ税制が崩壊すると警告する。

●資本主義と平等性

資本主義が進めば平等が進み、経済成長すれば差は縮まると言われてきた。ノーベル賞を受賞した経済学者クズネッツ（一九〇一〜一九八五）は、約二〇年間で景気が循環すると主張した。しかし現実には格差が拡大する現象を生じている。

資本主義である限り格差は生まれる。しかし妥当な水準を超えれば社会をおびやかす。富裕層は政治献金など、政治的力が強く、公平や平等の民主主義の土台を揺るがす。努力して報われればよいが、働いても報われない格差が問題なのだ。

●教育の不平等

金持ちの子どもはいい大学を出て高い所得を得る。だが貧しい子どもには、教育の機会も均等ではない。誰でも能力があれば豊かになれるという「教育の社会的流動性」も失われている。

米国では下位五〇%の低所得層の子どもが、大学に進学する率は

一〇%〜二〇%にとどまる。上位四分の一の階層の子どもの進学率は四〇%〜八〇%に倍増している。親の所得で子どもが予測できる。ハーバード大学の学生の親の平均年収は四五万ドルで、所得の上位二%にあたる。米国が能力主義の社会というのは、建前に過ぎない。「ピケティ入門」・池田信夫著より）

●親の所得と人生コース

東大生の五七%の親の所得は九五〇万円以上という。親の所得一〇〇万円以上の約六二%が大学に進むが、四〇〇万円以下の層では約三三%しか進むことができない。進学をあきらめる者が多い。三代で結婚している人は、前者が三七%に比べ後者は九%に過ぎず独身が多い。前者は大手企業に就職し、厚生年金に入り貯蓄もできて、老後は有料老人ホームに入ることができる。

後者は非正規雇用で独身が多く、平均年収は二二五万円程度。国民年金加入で、老後の介護も懸念される。今、施設待機の介護難民が五二万人を数える。

●日本社会の将来

来日したピケティ教授は一月三一日に東京都内での記者会見で、

「日本は人口減少が加速化し、経済成長率は将来も鈍化し、所得・資産格差がさらに深刻になる」と警告した。

過去に蓄積された金融資産や土地などの重要性が増す。「親から遺産を引き継ぎ、家賃や配当を稼げる富裕層と、所得が伸び悩む中低所得者層の不平等が広がる」と指摘。成長と格差是正のためには、富裕層への資産課税に累進課税を提案。

その財源を社会保障や学校への支援に使い、若者の就職や子育てを容易にすべきだと述べた。

●アベノミクスに懐疑的

金融政策やアベノミクスには懐疑的な見方を示した。大企業や富裕層が潤えば、経済全体に行き渡るという「トリクルダウン」理論について、米国を見ても実現しておらず、過去一〇年で不平等は拡大していると効果を疑問視した。

昨年四月の消費税の増税は、景気に悪影響を及ぼしたとし、「消費税増税は、若者や低所得者にも負担となる。」

富の蓄積をしていない世帯の負担を軽くする必要がある」として、若者向けに減税を実施し、格差を是正すべきだと提言した。(新聞

各社の報道要約)

●フランスの税制

一七八九年のフランス革命は、貴族と庶民の著しい資産格差に対する不満も要因だった。

革命以前の貴族は人口の1%で、国の資産のほとんどを所有していた。革命のあと相続税が生まれた。税率は低く1%程度だった。税率が低いため脱税の必要もなく、登記料程度で貴族の財産を守るようなものだった。

一九世紀のフランスでは、相続資産の所得が国民所得の20%~25%を占めていた。第一次世界大戦(一九一四~一九一八)を境に、資産格差は少なくなったが、最近再びその差が大きくなり、一九世紀型の世襲社会に近づいている。

●世界の相続税

相続税の始まりは古代ローマ帝国時代、初代皇帝アウグストゥスが、退役軍人の退職金の財源として導入した。日本では明治三八年、日露戦争の戦費調達のために始まった。当時は、家督相続が一般的で相続税の租税収入も大きかった。

相続税のない国もある。スイス、シンガポール、オーストラリアなどで、フランスでは、サルコジ大

統領が選挙公約で廃止を唱えた。相続税をかけないで、富裕層を国内に移住させ、消費と税収を増やそうという政策もある。米国でもブッシュ政権下で、相続税廃止法ができた。オバマ政権で復活し、最高税率三五%、控除額は五〇〇万ドルとなった。

●富の公平配分

相続税には「富の配分」という基本思想がある。人間は生来、自由で平等でなければならぬ。生まれながらにして貧富の差があり、その後の人生でも格差を引きずることは許されない。課税でこれを正し、公平に配分するというものだ。

相続税反対の主張もある。生きている間の儲けに対して所得税を払い、死んで残した財産に、また相続税を掛けるのは二重課税という。

●相続税収二兆五〇〇〇億円

戦後日本の相続税の税収が多かったのは、平成五年度の二兆九三七七億円で、死亡者数に対する課税件数の割合は六・八%だった。その後は税収が減り、二六年度予算で一兆五四五〇億円しかなく、課税対象も四%程度だ。

今度の税制改正で、相続税を増

税した。富裕層への累進課税を強め、課税対象を増やすため、基礎控除を減額した。二七年度の増税額は、約三〇〇億程度とみられる。

●社会保障と税の財源

日本の財政は火の車。国の借金が一四〇〇兆円でGDPの二倍を超え、国家予算の半分近くが借金。その上さらに、社会保障費が毎年一兆円増え続ける。こうした危機的な財政状態からどう抜けだすか。財政改革の視点は相続税にも向けられる。

相続税の潜在的な税収規模は、高齢者が保有している預貯金から見ても、相当額が期待される。これを社会保障の特定財源として、高齢者世代が残した遺産を社会に還元し、社会保障費に充てれば、借金の「次世代先送り」から転換する助けとなる。

改正相続税のあらまし

●相続税の対象者が増加

相続税は、相続した財産から「基礎控除」を差し引いて納税額を計算する。その控除額が六割に引き下げられた。そのため、相続税を払わなくてよかった人も、今後は

表 1

改正前			平成27年から		
区分	税率・%	控除額・万円	区分	税率・%	控除額・万円
3億円以下	40	1,700	2億円以下	40	1,700
3億円超	50	4,700	3億円以下	45	2,700
			6億円以下	50	4,200
			6億円超	55	7,200

なお、1,000万円から1億円以下は、従来と同じ下記のとおり。

区分	税率・%	控除額・万円
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200
1億円以下	30	700

課税対象の圏内に入る。相続税の対象となるのは、死亡件数の四％から六％と一・五倍に増える。相続税で取得した金額が二億円を超える場合の税率も、四〇％から四五％にアップした。減税面では、未成年者や障害者に対する控除額が増え、特定居住者の評価を減らす面積が拡大された。以下はその

● **最高税率の引き上げ**
相続人の取得金額にかける税率は、金額に応じて増える累進税率となっている。改正では「表1・表2」の相続税の速算表の二億円

表 2

計算例	資産6億円の相続税は500万円の増税となる
改正前	$(6 \text{ 億円} \times 50\% = 3 \text{ 億円}) - 4,700 \text{ 万円} = 2 \text{ 億} 5,300 \text{ 万円}$
平成27年から	$(6 \text{ 億円} \times 50\% = 3 \text{ 億円}) - 4,200 \text{ 万円} = 2 \text{ 億} 5,800 \text{ 万円}$
	増税 500万円

あらまし。
● **基礎控除が減り課税増える**
相続税の計算で相続した財産から差し引く「基礎控除」の額は、従来の「五〇〇〇万円＋一〇〇〇万円×相続人の数」から、「三〇〇〇万円＋六〇〇万円×相続人の数」に改正され、六割に引き下げられた。
例えば、相続人が妻と子ども二人の計三人なら、これまでの八〇〇〇万円から四八〇〇〇万円に減る。

表 3

控 除	改正前	平成27年から
未成年者控除 20歳に達するまでの1年につき	6万円	10万円
障害者控除 特別障害者控除 (85歳に達するまでの1年につき)	6万円 12万円	10万円 20万円

超部分が増え、六億円超部分が五％となった。
● **相続人が未成年者・障害者の場合は、控除を引き上げ**
法定相続人が未成年者や障害者の場合、相続税が生活基盤を脅かす可能性がある。それを考慮して、税金を軽減するための制度だ。今回の改正で、控除が引き上げられた(表3)。
「未成年者控除」は、二〇歳に達するまでの一年につき、従来の六万円から、改正で一〇万円となった。「障害者控除」は、八五歳までの一年につき、従来の六万

表 4

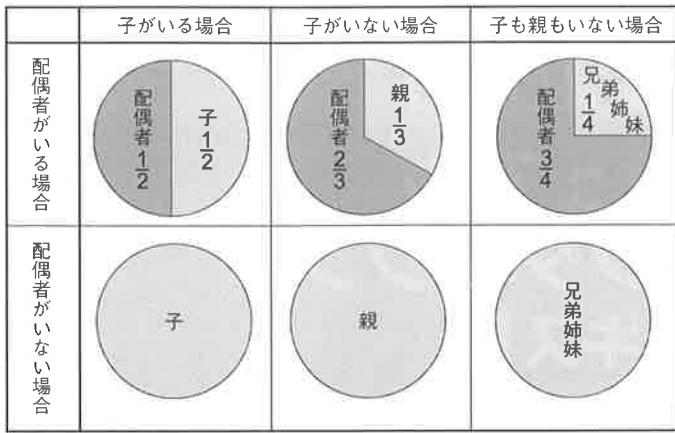
	改正前	平成27年から
特定居住用宅地等	240㎡	330㎡
特定事業用等宅地等	400㎡	400㎡
合計の適用可能面積	400㎡	730㎡

円から一〇万円となり、特別障害者は一・二万円から二〇万円となった。
● **小規模宅地などの特例緩和**
居住用や事業用の宅地は、相続財産の評価をする際に、一定の面積までは、評価が減額できる。生活者や中小企業者の税負担を軽減する措置だ(表4)。
①居住用の宅地などの限度面積が拡大
親と同居している小規模宅地の特例で、相続する宅地の評価面積を八割減額できる。本来の評価額が四〇〇〇万円なら特例で八〇〇

万円になる。

昨年までは、特例にあてはまる面積は、二四〇平方メートル（七二坪強）だった。今度の改正で三三〇平方メートル（約一〇〇坪）に拡大された。

②居住用と事業用の宅地などを選択する場合は適用面積が拡大合計四〇〇平方メートル（約一二〇坪）から、合計七三〇平方メートル（約二二二坪）までに拡大された。



相続税のしくみ

(例 相続人が3人 → 妻、長男、長女)

遺産総額 - 債務・葬儀費用 = 正味財産額
2億3,000万円

基礎控除 4,800万円
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人 (3)

課税される財産額
1億8,200万円

法定相続分	妻 1/2	長男 1/4	長女 1/4
遺産額	9,100万円	4,550万円	4,550万円
税率	30% - 700万円	20% - 200万円	20% - 200万円
税額	2,030万円	710万円	710万円

実際の相続財産の割合いであん分する

配偶者税額軽減などの税額控除をする

	妻	長男	長女
納付税額	0	710万円	710万円

相続財産を計算する

基礎控除を引き課税される財産を計算する

税額を計算し法定相続分であん分する

相続人ごとの財産額に応じた納付税額を計算

配偶者税額軽減で納付額は0となる

相続税計算しくみ

相続税の計算は次のような手順で行う。

- ① 相続財産から負債や葬儀費用を引いて課税価格を出す
- ② 基礎控除を引く
- ③ 法定相続分であん分する
- ④ 相続税の総額を出す
- ⑤ 実際の相続割合であん分する
- ⑥ 税額控除(配偶者税額軽減・未成

⑦ 納付税額を出す
末尾に簡単な実例を示した。

法定相続分

相続税の計算では、法定相続人の数について次のように取り扱われる。

- ① 相続の放棄をした人がいても、放棄がなかったものとした数とする。
- ② 養子の数は、実子のいる場合は一人、いない場合は二人に制限

配偶者の税額の軽減額

相続税の総額 × $\frac{\text{次の①と②の少ない額}}{\text{課税価格の合計額}}$

- ① 配偶者の法定相続分の額と1億6,000万円の多い額
- ② 配偶者の相続税の課税価格

配偶者の相続税軽減

財産を相続した配偶者は、相続税が軽減される。法定相続分の相当額と一億六〇〇〇万円のいずれが多い額まで、相続しても相続税がかからない。

配偶者が相続税を軽減されるのは、遠からず次の相続があり、課税されることや、亡くなった人と長年一緒に生活してきた配偶者への配慮と、遺産をつくり上げてきた貢献を認め、老後の生活を保障するものだ。

相続税の申告期限までに遺産分割が行われ、配偶者の相続財産が確定していることが条件。未分割の場合は軽減がないが、三年以内に分割が確定すれば軽減される。